

クルーズ客船の寄港に伴う物販・飲食店の出店要領

令和8年3月吉日

姫路港ポートセールス推進協議会

1 寄港予定日時

- ①令和8年3月31日（火） 7:00～19:00 （飛鳥Ⅲ(日本人：定員 744 人)）
- ②令和8年4月 2日（木） 11:00～18:30 （ル・ソレアル(欧米系：定員 264 人)）
- ③令和8年5月 6日（水） 8:00～23:00 （アイランド・スカイ(欧米系：定員 114 人)）
- ④令和8年5月10日（日） 7:00～21:30 （ル・ソレアル(欧米系：定員 264 人)）
- ⑤令和8年5月28日（木） 11:00～18:30 （ル・ソレアル(欧米系：定員 264 人)）

2 販売可能日時

各日 9:00～18:00 ※状況に合わせて、調整も可能です。

3 出店場所 ※別紙1、2

姫路港飾磨4号岸壁（姫路市飾磨区細江 1292-1）

4 販売目的等

（1）販売目的

クルーズ客船の寄港を単なる商品販売の機会とするのではなく、地域の魅力である県産品や地元産品等を販売することにより、乗客及び乗組員の満足度向上と埠頭のにぎわい創出を図り、地域経済の活性化並びに観光を中心とする産業の発展を推進し、もって地域振興に寄与することを目的とします。

出店者の募集及び選定にあたっては、このことを重視しますので、あらかじめご了承ください。

（2）出店区画数

区画数は、区画の横幅を 3.6mとした場合の目安であり、出店状況により、変更することがあります。

区分	内容	区画数※1
地元産品※2	物販	2 区画
移動販売車	飲食	2 台

※1 区画数：応募状況によって増減する可能性があります

※2 地元産品：主たる事業所が兵庫県内に所在する製造事業者において製造される製品

5 出店者資格

次の（1）及び（2）のいずれにも該当すること。

- （1）兵庫県内に本店、支店、営業所等がある事業者
- （2）暴力団排除条例の規定に基づく暴力団及び暴力団と密接な関係を有する者ではないこと

6 出店基準

出店基準その他運営に関することは、主催者の指示に従ってください。従っていただけない場合は、当日の出店及び今後の出店をお断りさせていただきます。

(1) 出店料

実費。ただし、テント等の持ち込みの場合は、無料。

(参考：過去税込 33,396 円 (横幅 3.6m×奥行 7.2m、四方幕、錘))

(2) 販売制限品目等

①家電製品、医薬品、化粧品（県産品を除く）、その他主催者が販売目的に照らしてふさわしくない
と判断する品目は、販売できません。ただし、地元産品の販売に付帯して乗組員の利便性を確保
する目的の範囲内で日用品（日常生活に必要な医薬品、化粧品を含む。）などを販売することは
できるものとします。

②対面販売をしていただくため、自動販売機は、設置できません。

※地元産品については、販売面積の割合を概ね 50%以上確保すること

※箱売りや高級ブランド品の販売は不可

(3) 区画及びレイアウト

①1 区画は、「横幅 3.6m×奥行 3.6m」とします。（移動販売車の車両は区画面積に含めません）

※テントの持ち込みも可能です。ただしおもり等の準備もお願いします。

②横幅が 3.6m を超える販売備品を持ち込まれる場合は、ご相談ください。

③募集区画数以上の申込みを希望される場合は、申込前にご相談ください。

④レイアウトは、別紙物販レイアウトを基本とし、出店者の選定後、主催者が決定します。

ただし、レイアウトは出店状況により、大幅に変更することがあります。

⑤用意した区画を超えて使用することはできません。

(4) 販売備品

①地元産品区分について、テント（横幅 3.6m×奥行 3.6m 等）、机、パイプイスは用意できます（実
費）（持込も可）が、販売台（ヨーカン棒、冷蔵オープンケース等）、販売金額・商品説明等の POP、
ストック台、イス、その他販売のために必要な備品は、出店者が用意してください。

②移動販売車区分について、備品の用意はいたしません。（移動販売車区画の横に乗客・乗組員用の休
憩スペースを用意します。購入いただいた食品等を休憩スペースで飲食いただくことは可能です）

③横幅が 3.6m を超える販売備品を持ち込まれる場合は、出店申込書の「持ち込まれる販売備品」欄
に、備品名及び寸法（m）を記入してください。

(5) 電源

①電源が必要な機器を使用される場合、発電機等は出店者が用意してください。

(6) ゴミ

①埠頭内には、ゴミ箱を設置していません。

②ゴミ箱及びゴミ袋は、出店者が用意してください。

③お客様には飲食後の容器等は購入元に返却していただきます。販売に伴い発生するすべてのゴミ
は、出店者の責任においてお持ち帰りいただき、処分してください。

(7) 食品の提供

- ①食品を提供する場合は、姫路市保健所長の営業許可（臨時営業の許可）が必要となります。出店者ご自身で手続きするものとし、別紙3「業者の方向け 食品取り扱いの注意」(姫路市保健所衛生課)に従ってください。
- ②飲料用の給水設備は、必要に応じて、出店者が用意してください。

(8) 搬入及び撤収

搬入及び撤収については、できるだけ販売期間の前後30分の時間帯に行ってください。搬入車両は各出店者2台までとします。(販売可能時間中及び前後30分間は埠頭内の出店者用駐車スペースに駐車可)

搬入車両に対して、入場許可証を交付しますので出店申込書の「搬入車両」欄に車両番号(必須)を記入してください。記入がない車両は、埠頭内への入場ができない場合もありますので留意してください。

(9) 火気使用

- ①火気を使用される場合は、製造から10年未満のABC3型消火器を1本設置してください。(消防への申請は主催者側で行います。)
- ②その他火気の使用に係る安全対策に関しては、別紙4「火気等を使用する器具を取り扱うイベントの主催者及び出店者様へ」(姫路市消防局)を順守してください。
- ③姫路市消防局の指導に基づき、追加の安全対策をしていただく場合もございますので、あらかじめご了承ください。

(10) その他

- ①外国のお客様でも興味・関心を引き付ける商品説明等のPOPを用意し、分かりやすい説明を心がけてください。
- ②出店者以外の出店、いわゆる「名義貸し」は、固く禁止します。
- ③出店場所は常に整理整頓に心がけ、お客様に不快感を与えないようにしてください。
- ④生産物損害賠償責任保険(食中毒)などの保険は、出店者が責任を持って加入してください。
- ⑤寄港の中止・遅延、商品・販売備品の盗難、紛失、破損等、いかなる場合が発生しても、損害に対する賠償はできません。
- ⑥埠頭内は、原則全面禁煙です。
- ⑦事業成果を検証するため、出店終了後、売上状況等に関するアンケートに協力してください。
なお、ご回答については、出店者が特定される形での公表は、いたしません。

7 その他手続き

- (1) 酒類を販売する場合の税務署への手続きは、出店者が行ってください。
- (2) 消費税免税店を臨時出店する場合の手続きについては、税務署に相談してください。

8 申込方法

以下のメールアドレスへ、各日寄港予定日の10日前までに、下記の必要書類を送付してください。

kouwan-sinkou@city.himeji.lg.jp (姫路市産業振興課)

(1) 様式1「出店申込書」

(2) 様式2「誓約書」

9 問い合わせ先

姫路港ポートセールス推進協議会

(港に関すること) 兵庫県姫路港管理事務所 大西 TEL 079-235-0176

(出店に関すること) 姫路市産業振興課港湾振興担当 田中 TEL 079-221-2504

【参考】

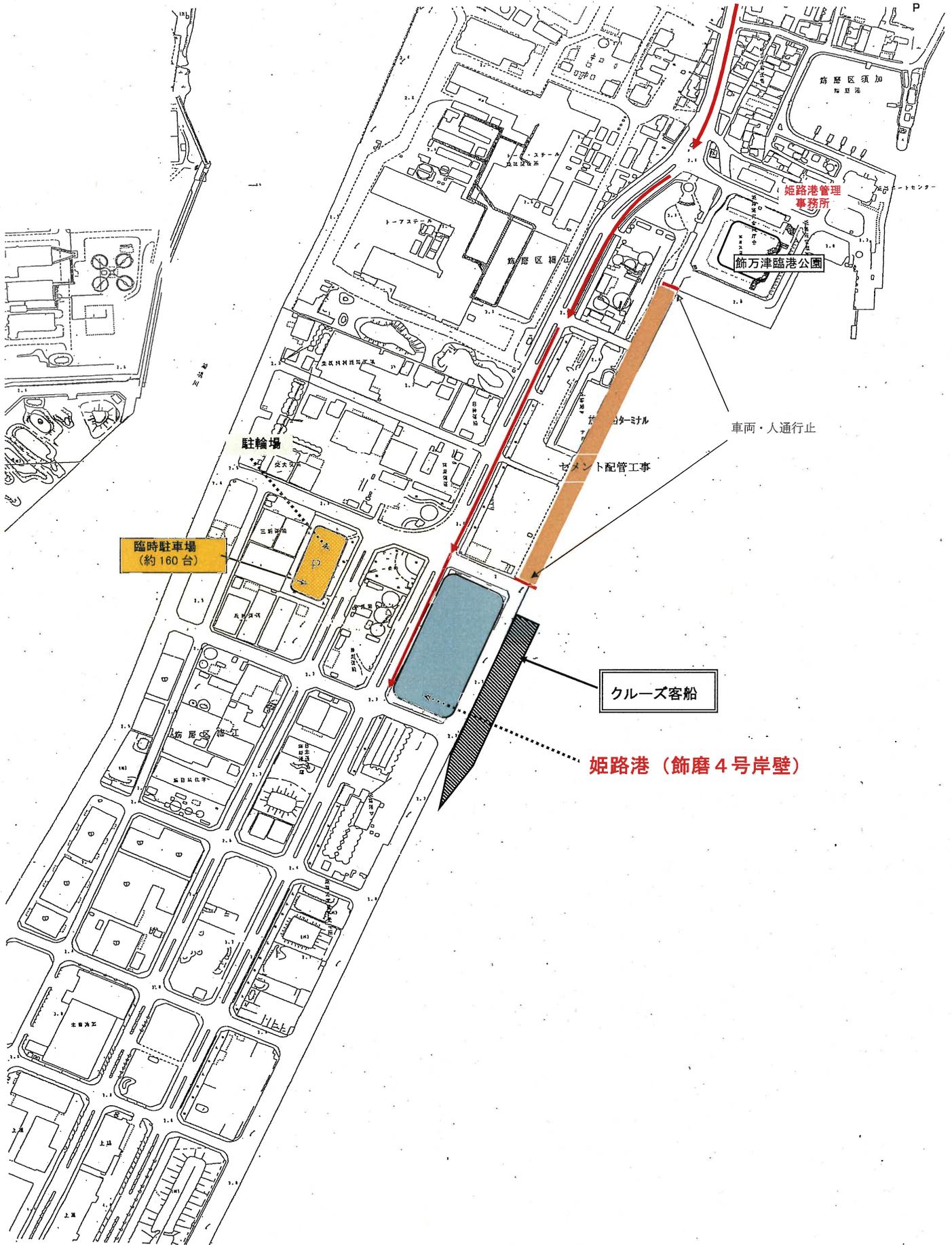
実績①：R6.9.27～28(2日間) ルヴェージュンスピリット(定員約2,000人) ※主な乗客：外国人

- ・売上点数：288点 売上：約250千円
- ・時間帯：寄港地観光からツアーバスが戻ってくる正午から夕方が多い
- ・売れ筋：お城グッズが半数(御菓子等は40千円程度)
- ・営業時間：9時～18時

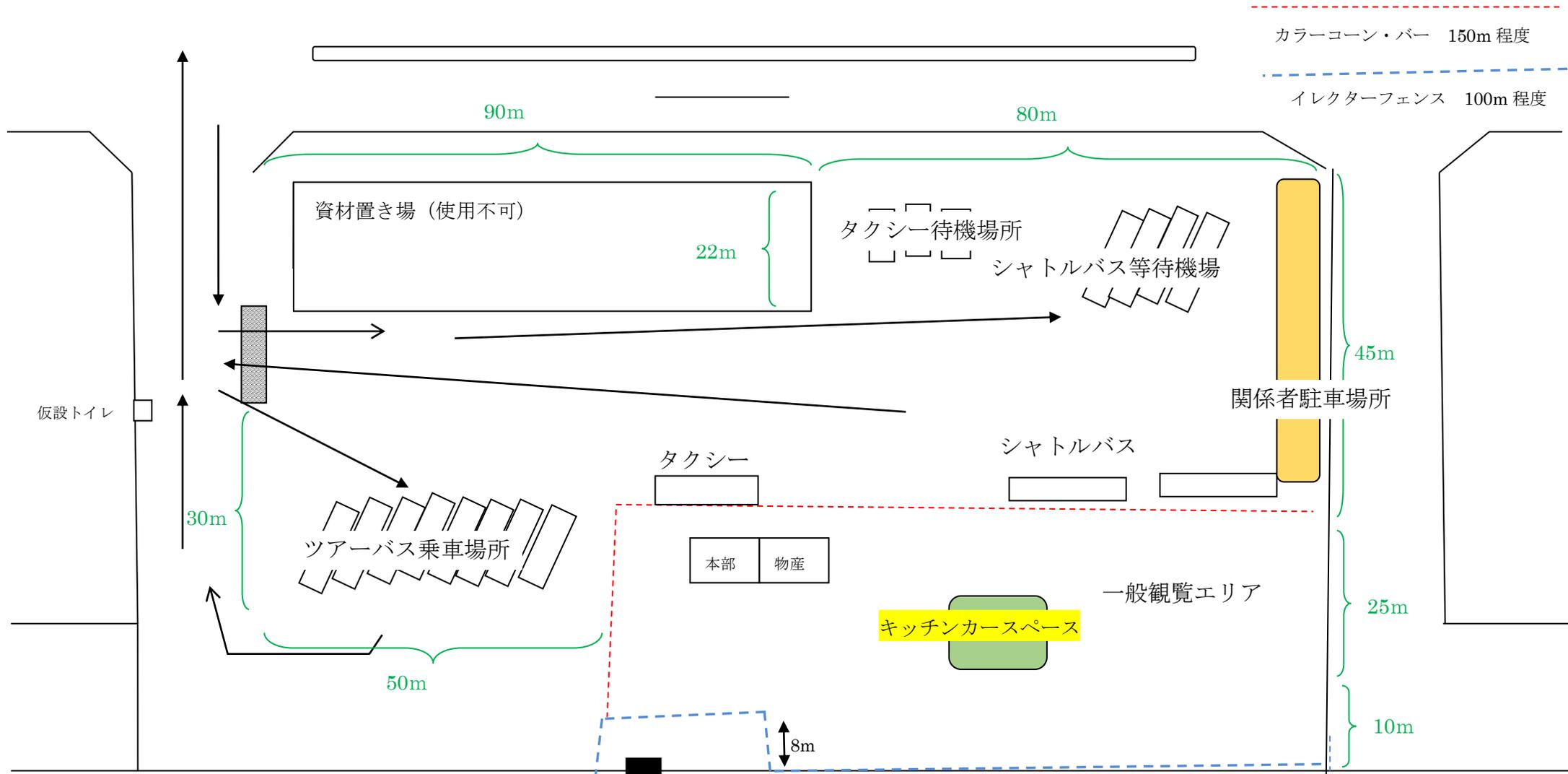
実績②：R7.3.25 飛鳥II(定員865人) ※主な乗客：日本人

- ・売上点数：322点 売上：約1,270千円
- ・時間帯：寄港地観光からツアーバスが戻ってくる正午から夕方が多い
- ・営業時間：9時～17時

姫路港（飾磨4号岸壁）案内図



クルーズ船寄港時 会場図 (案)



食品取り扱いの注意

(1) 調理について

- ・提供する品目は、許可条件の範囲内のものに限る
- ・加熱が必要な食品は中心まで十分に加熱を行う
- ・前日に調理（仕込み、仕上げ）はしない（×作り置き）

(2) 設備について

- ・露店は、施設基準を守って設営する
- ・特に給排水が80L以上必要な営業を行う場合は、シンクを1つ以上用意する
- ・手指の消毒設備を設ける
- ・原材料は、クーラーボックスなどを用いて、冷蔵で保管する

(3) 調理従事者について

- ・よく手を洗う
- ・体調が悪い場合は、直接食品に触れる作業はしない
（例）発熱、嘔吐、下痢、手指に化膿傷などがある人

(4) 市販品の販売について

- ・食品表示されたものを販売する
- ・保存方法を守って販売する



取り扱い品目別の注意

(1) ドリンク

- ・氷を使用する場合は、市販のクラッシュ氷に限る
- ・飲み物の小分けは、市販のものに限る
- ・露店内での果物のカットや生搾り自家製ジュースの提供はできない

(2) キュウリの一本漬け、冷やしパイン、チョコバナナ

- ・飲食店営業等の許可を受けた施設で製造し、1本ずつ包装されたものを販売する
- ・露店内での包装は認められない

(3) バーガー

- ・許可条件が給排水40Lの場合は、生野菜を加えることはできない
- ・許可条件が給排水80Lの場合は、市販品のプレカット野菜に限り、生野菜を加えることができる

(4) かき氷

- ・使用する氷は市販のものに限る
- ・許可条件が給排水40Lの場合は、市販の氷菓や冷凍食品、冷凍果物の削氷はできない

火気等を使用する器具を取り扱うイベント の主催者及び出店者様へ



平成25年8月に福知山市花火大会で発生した火災を踏まえ、姫路市火災予防条例の一部が改正されました。（平成26年8月1日施行）

コンロ、ストーブ、発電機等の「対象火気器具等」を使用するイベントを開催する場合は、以下の点にご注意ください。

1 消火器の準備

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合するイベントに際して対象火気器具等を使用する場合は、消火器の準備をした上で使用してください。



※1 多数の者の集合するイベント

- 該当する例
祭礼、縁日、花火大会、展示会のほか、大学の学園祭、地区連合自治会規模で実施するイベント
- 該当しない例
保育園、幼稚園等で父母が主催する夏祭り、高校の学園祭、単位自治会規模で実施するイベント（地区以外から不特定多数の参加者が見込まれる場合は対象となる場合がある。）

※2 消火器の準備

- 原則として、対象火気器具等を取り扱う者が準備し、露店等ごとの設置が必要です。
- 消火器（住宅用消火器は不可）の大きさは問いませんが、古くて腐食やキズのある消火器は使用できません。

2 露店等開設の届出

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して露店等（対象火気器具等を使用する場合に限る。）を開設する場合は、消防機関に届け出てください。

届出方法については、管轄消防署にお問い合わせください。

火気等を使用する器具の取扱いに係る 火災予防上のポイント！



祭礼、縁日等の各種イベントで、火気等を使用する露店、屋台等を出店する場合は、以下のチェック項目に沿って火災予防を心掛けてください！



- 火気器具とダンボールや油などの可燃物とは安全な距離を確保し、不燃性の台などの上で使用しているか。
- 振動などで器具が容易に転倒、落下するおそれのないように使用しているか。
- 避難の支障とならない位置で使用しているか。
- ガソリンやLPガスなどの可燃性ガスが滞留するおそれのない場所で使用しているか。
- 周囲は常に整理整頓し、近くに可燃物を放置していないか。
- ゴムホースと器具・LPガスボンベとの接続部分をホースバンドで締め付けたか。また、ゴムホースは、適正な長さで取り付けられたか。ひび割れなどの劣化がないか。
- 電気器具を使う場合、タコ足配線をしていないか。
- 火災が発生した場合に備えて消火器を準備したか。
- ガソリン携行缶やLPガスボンベは直射日光の当たらない風通しの良い場所に置いているか。
- 「ガソリン携行缶」から給油するときは、圧力調整ネジをゆるめ圧抜きをしているか。

☆お問い合わせ先☆

姫路市消防局	079-223-0003	姫路東消防署	079-288-0119
姫路西消防署	079-294-0119	飾磨消防署	079-233-0119
網干消防署	079-273-0119	中播消防署	0790-23-0119